○厚生労働省
経済産業省　告示第　　号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号（中小企業等の経営強化に関する基本方針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和　年　月　日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第６　中小企業の先端設備等の導入の促進 １　先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項 一　先端設備等の導入の促進の目標	第６　中小企業の先端設備等の導入の促進 １　先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項 一　先端設備等の導入の促進の目標

先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を踏まえ、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。なお、当該市町村の計画において、当該地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等に相当する事項が記載されている場合には、導入促進基本計画において当該市町村の計画の記載を用いることも可能とする。

先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。

二　（略）	二　（略）
2～3　（略）	2～3　（略）